大阪市告示第1579号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年11月18日

大阪市長 横 山 英 幸

路線名	区	間	供月	月廃」	上の其	玥 曰
矢 田 西 第 1 4 号 線	東住吉区矢田 5 丁目1026 同 区同 7番	番地から の8地先まで	告	示	Ø	日

(建設局総務部管財課)